

**第20回 契約・調達管理会議**  
**議事要旨**

**1 開催日時**

令和6年11月20日（水曜日）10時30分から11時10分まで

**2 開催方法**

オンライン

**3 出席者**

**(1) 委員（敬称略、五十音順、○委員長）**

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
小玉 伸一	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部調整担当シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

**(2) 事務局**

東京都生活文化スポーツ局

**4 要旨**

**(1) 開会**

**(2) 議事（発言者の敬称略）**

**ア 青海フロンティアビル賃貸借契約（北区画）【資料1】**

<説明・確認>

- ・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。
  - (ア) デフリンピック準備運営本部の令和7年度の体制拡大に備え、現在賃貸している青海フロンティアビルのオフィスを増床する契約である。
  - (イ) 不動産の賃借であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準じ、特命随意契約で行う。

<質疑・意見など>

金 谷：大会終了後、デフリンピック準備運営本部の体制が段階的に縮小されることが見込まれており、縮小の段階は、今後決まっていくかと思うが、その段階に応じて、適切なスペース、適切な賃貸契約期間となるように、今後、調整していただきたい。

担当者：現在、来年度の年度当初の体制拡大と合わせて、大会終了後の縮小計画についても東京都と調整を進めている。体制が縮小すれば、その分必要となるオフィスの面積も減るため、賃貸契約期間の短縮等も適宜、対応していく。

#### イ デフリンピック準備運営本部用グループウェア等の各種ライセンス調達、環境構築、運用支援及び情報環境保守業務委託（その3）【資料2】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 令和7年4月に予定しているデフリンピック準備運営本部の体制拡大に備え、令和7年度当初から職員がPC等を使用できるよう必要な環境を構築するため、職員が使用するPCのライセンス調達及び環境構築、リモート環境を中心としたセキュリティ強化のためのライセンス調達及び環境構築、これらに付随する保守の業務委託契約を行う。

(イ) 特命随意契約先として考えている業者は、令和5年8月からのデフリンピック準備運営本部のネットワーク稼働に合わせて環境構築・保守業務を実施している業者である。本業務を確実に実施し、セキュリティ事故及び情報漏洩等のインシデントが起こるリスクを未然に防止するためには、本システムの構成や詳細な設定内容を熟知している当該業者が本業務を行う必要があるため、特命随意契約とする。

<質疑・意見など>

滝 口：積算内訳の金額について、従前契約している同種契約の内容と基本的には同じと考えてよいか。

担当者：従前の契約とは調達数が異なるため、総額は異なるが、単価については同程度である。

鶴 川：概算額には保守費用も含まれているか。

担当者：保守にかかる費用も含まれており、そのほか、導入費用、環境構築費用を合わせて、概算額を出している。

#### ウ 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について【資料3】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

- (ア) 協賛制度の立ち上げにあたり、公平性や協賛制度の手続きの透明性の観点から、あらかじめ募集条件等を定めた要綱等を策定し公募していくこと等を、2024年3月に開催された契約・調達管理会議に付議し、確認をいただいた。
- (イ) 現在、デフリンピック準備運営本部ホームページに「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」(以下「要綱」という。)等を掲載し、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等からの協賛を公募しているところである。
- (ウ) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

滝 口：指定物品等の中でPR広告という区分について、テレビ、ラジオや新聞のほかに、最近はSNSが若者向けには効果的だと思うが、そのような協賛内容を提供してくれる企業を探すことも検討されているのか。

担当者：広報発信において、SNSやインターネットを通じたデジタルの広報については重要と認識している。例えば、SNSのインフルエンサーや著名人の方が発信をしたいという時に、その著名人ないし著名人が所属する企業で、1件あたりいくらかといった形で販売していたり、広告としての発信を商品として販売していたりする場合、市場価格換算ができるものと思っており、そういった契約はあり得ると考えている。

鶴 川：既にデフリンピック準備運営本部と何らかの業務で契約を締結している企業等が協賛の申込をしてきた場合、当該契約との関係で、協賛の受入れの妥当性や手続の適正性をどのように確認されているのか。

担当者：デフリンピック準備運営本部における各事業の契約手続においては、付議条件に該当する場合、こちらの契約・調達管理会議にも諮り契約調達事務の適正性等を確認した上、デフリンピック準備運営本部の契約要綱等の規定に則り、適正に契約手続を行っている。また、協賛手続においては、先行する契約とは別ものと考えており、定めた要綱に基づき、申込者が要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことの審査を適正に行い、受入れが適当であると判断をすることで、協賛の妥当性を適正に確認している。

清 水：担当者の方からご説明あったように、デフリンピック準備運営本部における各事業の契約と協賛の契約については、引き続きそれぞれ個別に、この契約・調達管理会議の場も含めて、適正な契約手続、執行管理をしていただきたい。

エ 委員長によるまとめ

- ・契約予定案件については、各委員の意見も踏まえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会